

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
1	定期監査	観光経済局	姫路観光コンベンションビューロー	給付金等交付関係事務 姫路市観光事業者エネルギー価格高騰等支援補助金の交付及び支出において、補助金の算出基礎となる経費について、一部の事業所の経費に自宅使用分も含めて算出し、交付していた。 事業活動において使用する経費のみで算出し、交付すべきである。	措置済	ご指摘を受けました姫路市観光事業者エネルギー価格高騰等支援補助金の交付及び支出につきまして、補助金の算出基礎となる経費について、自宅使用分の電気代を算出し、その分に係る補助金の返還を令和5年1月28日に受領いたしました。 今後は、交付要綱に沿った適正な補助金交付事務の執行に努めてまいります。	R6.4.19
2	定期監査	教育委員会事務局	城内図書館	収入関係事務 城内図書館、安室分館、東分館及び夢前分館において収納した図書複写料収納金について、姫路市会計規則第16条第2項に規定する日までに金融機関に払い込まれていなかった。	措置済	監査後に分館職員を含めた全職員に対し、収納金の納付は原則当日または金融機関の翌営業日であり、図書館は特例で7日まで延長されているので、必ずその期間内に納付するよう、奉仕事務マニュアルをもとに説明を行った。その後、4月の人事異動後にも同様に全員に向けて改めて説明を行った。 毎日の複写料については、監査時点では各分館の職員に管理をゆだねていたが、共有フォルダ上の帳票に入金日毎の金額や払込日等を入力し、城内図書館の複写料担当が入金日と払込日を確認して、払込期限が近付いている館に対して注意喚起を行くことで、二重チェックを行うようになった。現在のところ、7日を超えて入金された収納金はない。	R6.5.9

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
3	定期監査	教育委員会事務局	城内図書館	収入関係事務 城内図書館手柄分館において収納した図書複写料収納金について、分館周辺の金融機関ではなく、姫路市外の金融機関で払い込まれていた。 収納金は、姫路市会計規則第 1 6 条第 2 項に規定する日までに払い込むよう所定の事務処理をされたい。また、公金に係る事故を防ぐため、最寄りの金融機関で納付されたい。	措置済	監査後に分館職員を含めた全職員に対し、収納金の払い込みは、収納金保管場所の最寄の金融機関で行うよう、奉仕事務マニュアルをもとに説明を行った。その後、4月の人事異動後にも同様に全員に向けて改めて説明を行った。	R6.5.9
4	定期監査	教育委員会事務局	城内図書館	現金管理事務 城内図書館夢前分館における図書複写料に係る釣銭資金の現在高を確認したところ、監査日（1 0 月 1 3 日）現在における現在高は 6,000円であり、会計課から交付されている額（5,000円）より1,000円多かった。図書複写料収納金として処理すべきものが含まれていたためであった。	措置済	監査後に分館職員を含めた全職員に対し、複写機のコインベンダーに保管している収納金は、複写申請がなかったとしても毎日行うことが原則であることについて、公金取扱マニュアルをもとに説明を行った。その後、4月の人事異動後にも同様に全員に向けて改めて説明を行った。	R6.5.9
5	定期監査	観光経済局	城内図書館	現金管理事務 城内図書館香寺分館における図書複写料に係る釣銭資金について、施錠できる安全な場所で保管していなかった。 城内図書館公金取扱基本マニュアル、姫路市つり銭資金取扱要綱及び公金取扱ガイドラインに基づき、業務終了当日に釣銭資金及び収納金の確認を行い、安全な方法により保管して再発防止に努められたい。	措置済	監査後に分館職員を含めた全職員に対し、収納金は必ず施錠できる箇所に保管するよう、公金取扱マニュアルをもとに説明を行った。その後、4月の人事異動後にも同様に全員に向けて改めて説明を行った。	R6.5.9

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
6	定期監査	健康福祉局	地域包括支援課	ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務	措置済	当該未収金については、令和 3 年 6 月以降、電話催告、書面催告を行ったが、所在不明のため回収困難となった。債権管理方法について、令和 5 年 1 1 月に法制課と協議を行った結果、引き続き書面催告等を行い、反応がない場合は時効成立後、不納欠損処理を行うこととした。	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
7	定期監査	健康福祉局	地域包括支援課	その他の養護老人ホーム受益者負担金収入関係事務	措置済	当該債権の債務者は、既に死亡しており、親族等との交流はなく、債権処理について債権管理室と協議を行った。結果、回収困難と判断し、時効成立後不納欠損処理を行うこととなった。	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
8	定期監査	健康福祉局	高齢者支援課	在宅高齢者介護手当返還金収入関係事務	措置済	未収金については、電話や個別訪問、催告文の送付により、早期徴収に努めている。	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
9	定期監査	健康福祉局	介護保険課	第一号被保険者保険料収入関係事務	措置済	財産（預金）調査を実施し、財産の保有状況に応じた文書催告等を行うとともに、滞納処分が可能と判断された者については差押等の実施や債権整理室へ移管する等、未収金の早期徴収に努めている。	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
10	定期監査	健康福祉局	国民健康保険課	国民健康保険料収入関係事務	措置済	国民健康保険料の収入未済額については、被保険者間の負担の公平性という観点からも早期徴収に努めているところである。 今後とも、納付相談の機会の確保に努め、滞納者への資産状況の調査や差押え等の滞納処分の強化を図り、収入未済額の早期徴収に取り組んでいく。 【未収金の状況】 ＜別表A4＞	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
11	定期監査	健康福祉局	国民健康保険課	保険給付費返還等収入関係事務	措置済	保険給付費返還金の収入未済額の早期徴収は、医療費適正化を図るため重要であると認識しており、早期回収に努めているところである。 保険給付費返還金の収入未済額のうち大半を占める不当利得については、返還請求発生前にオンラインでの振替を実施し件数・金額の削減を図りつつ、返還に関しては被保険者本人からの納付を原則としながらも、加入している保険者間で直接調整できる制度も積極的に活用していく。また、損害賠償収入については国保連合会への求償事務委託も活用しながら、引き続き早期回収に努める。 【未収金の状況】 ＜別表A5＞	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
12	定期監査	健康福祉局	後期高齢者医療保険課	後後期高齢者医療保険料収入関係事務	措置済	後期高齢者医療保険料の未収金については、制度の安定的な運営、被保険者間の負担の公平という観点から、早期に収納することが重要であると認識し、督促や電話催告、文書催告、徴収困難な案件については債権整理室への移管による滞納処分の実施を行っている。また、後期高齢者医療制度の新規加入者への口座振替勧奨を積極的に行い、滞納防止にも力を入れている。 なお、監査対象である令和 5 年 1 0 月末現在納期到来分の収納状況について、監査日現在と令和 6 年 3 月末とを比較したところ、32億2,482万4,179円を収入し、収入未済額は3億849万8,624円に減少している。 【未収金の状況】 ＜別表A6＞	R6.5.8
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
13	定期監査	健康福祉局	地域包括支援課	支出関係事務	措置済	在宅医療・介護連携に係る研修等業務委託契約及び成年後見委託業務における契約日については、監査後すぐに契約相手方と調整し、契約書を訂正した。 今後、契約書作成において、チェックリストを作成し、複数職員による二重チェック行い、再発防止に努める。	R6.5.8
				在宅医療・介護連携に係る研修等業務委託及び成年後見委託業務に係る契約書において、契約日の記載に誤りがあった。契約日は、その契約に法的効力が発生する日であるから、適正に設定されたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
14	定期監査	健康福祉局	高齢者支援課	指定管理協定関係事務	措置済	第三者委託にかかる管理業務については、委託可能な業務を精査し、仕様書に定めるよう基本協定書の一部を変更した。また、その他の指摘事項についても、現地での状況把握や確認作業を行うなど、指定管理者が管理業務を適正に遂行できるよう指導に努めている。	R6.5.8
				夢前福祉センターの指定管理者が当該施設の管理業務を第三者に委託することについては、仕様書で定める業務について可能であると基本協定書に規定されているが、委託できる業務を仕様書に一切定めずに、指定管理者が管理業務の一部を第三者に委託していた。 また、使用料の払込遅延や自主事業実施報告書の内容不備、備品台帳と現物の不一致など、指定管理業務が適切に行われているとは言えない実態が見受けられた。 施設の所管課として、施設の管理運営に係る関係規程の内容を正確に理解するとともに、仕様書の内容を見直し、使用料の払込状況の適切な把握と月例又は随時の報告物の内容確認に努め、指定管理者に対し、関係規程、基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正に業務を遂行するよう指導されたい。			
15	定期監査	健康福祉局	夢前福祉センター	契約関係事務	措置済	第三者委託については基本協定書及び仕様書の規定に基づき、適正に管理業務を執行する。	R6.5.8
				指定管理者業務仕様書に、第三者に委託できる業務が一切定められていないにもかかわらず、施設の管理業務の一部を第三者に委託していた。 基本協定書及び仕様書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。			
16	定期監査	健康福祉局	夢前福祉センター	施設管理事務	措置済	施設管理事務については市と連携しつつ、事務処理など適切に行い、適正な管理業務に努める。	R6.5.8
				施設使用料の収納事務について、使用料を領収した日の翌日までに金融機関に払い込むことと仕様書に規定しているが、払込が遅延しているものがあった。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
17	定期監査	健康福祉局	夢前福祉センター	施設管理事務 施設に設置された備品について、既に廃棄されているにもかかわらず、市への連絡を怠っているために、備品台帳と現物が一致していなかった。 基本協定書、仕様書及び年度協定書の規定に基づき、適正な施設の管理運営に努められたい。	措置済	施設管理事務については市と連携しつつ、事務処理など適切に行い、適正な管理業務に努める。	R6.5.8
18	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	就学援助費、就学奨励費支給関係事務 保護者から領収書をもらっていなかった。就学援助事務取扱要領に基づき、適正に事務処理されたい。	措置済	支給後は必ず保護者から領収書を受領するよう指導し、未受領であった領収書については受領したことを確認しました。今後は、就学援助事務取扱要領に基づき、適正に事務処理を行うよう引き続き指導してまいります。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
19	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務 教育扶助費を現金管理していた。適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。	措置済	支給された教育扶助費は、対象者へ速やかに支払うよう指導し、支払が完了していることを確認しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
20	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務 令和 3 年 1 0 月 8 日に交付された令和 3 年度環境体験事業費の返金処理が令和 5 年 9 月 2 5 日に行われていた。適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。	措置済	立替払いを行わないことに加え、市から学校口座への振り込みがあった際には、速やかに返金処理を行うよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
21	定期監査	教育委員会事務局	人権教育課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	学校で保管しておりました残金 1,000円については、本事案発覚後早急に戻入の対応をしております。今後も庶務担当者への研修会等を通じて、適切な事務処理を徹底して参ります。	R6.5.9
				姫路市校区人権教育推進協議会から振り込まれた校区人権教育事業費について、口座から出金して校区人権活動費支払後の残金 1,000円を戻入せずに、手元で保管していた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
22	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	教員による立替払いをしないよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				児童会費を教諭が立替払をしていた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
23	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	教員による立替払いをしないよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				修学旅行費 101,232円を教諭が立替払をしていた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
24	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	返金処理を行った際には、保護者から領収書（受領書）を受け取り、帳簿に添付するよう指導し、完了していることを確認しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				P T A 会費の活動費を支給した際や児童会費等の過徴収分を返金した際に、保護者から領収書(受領書)をもらっていなかった。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
25	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	物品納入業者からの領収書について不備がないことを確認してから帳簿に添付するよう指導し、正しい領収書が添付されていることを確認しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				物品納入業者から誤った金額の領収書をもらっていた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
26	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	出金した現金は、速やかに処理するよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				児童会費について、色紙等を5月に購入し、口座から出金していたにもかかわらず、業者への支払を10月に行っていた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
27	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	徴収した現金は手元に保管せず、速やかに口座へ入金するよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				特別支援学級の学級費について、1学期は保護者から徴収し、業者支払までの間、金庫で保管していた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
28	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	徴収した現金は手元に保管せず、速やかに口座へ入金するよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				保護者から徴収した林間学校の費用239,100円を口座に入金せず、7月20日の業者支払まで金庫で保管し、業者へ支払処理をしていた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
29	定期監査	教育委員会事務局	教職員課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	会計事務の更なる適正化を図るため、令和6年4月1日に学校徴収金取扱マニュアルを改訂し、学校に周知いたしました。指摘事項に関しては、学校を訪問し、改訂した学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に会計処理をするよう引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				緊急性がない物品購入において、資金前渡処理をせずに立替払処理をしていた。また、事後処理ができていない学校が散見された。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
30	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	就学援助費、就学奨励費支給関係事務	措置済	保護者への支給は速やかに行うよう指導しました。今後は、就学援助事務取扱要領に基づき、適正に事務処理を行うよう引き続き指導してまいります。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				令和4年度支給分を令和5年度になって支給していた。就学援助事務取扱要領に基づき、適正に事務処理されたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
31	定期監査	教育委員会事務局	人権教育課	教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務	措置済	人権啓発交流推進事業に係る報償費の発生原因が不明の残金6,332円につきましては、該当校へ調査をした結果、過去本事業へ対応した先生方が同意をした上で、善意で「参加する子供のために」と寄付しあったお金が通帳に残っているものであることが確認できました。そこで当該事業のために使用されるのがふさわしいと判断し、監査事務局に確認の上、学校長が残金を全額引き出し、講座運営に係る消耗品の購入費として使用しました。なお、消耗品購入の際の領収書について、原本を該当校、コピーは人権教育課内にて保管し、どちらも5年保存することとしております。今後も人権啓発交流推進事業に係る報償費について、事業説明会等を通じて担当者へ適切な事務処理を行うよう指導し、徹底して参ります。	R6.5.9
				人権啓発交流推進事業に係る報償費について、発生原因が不明の残金6,332円が口座にあった。適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。			
32	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	愛護育成会事業費からの支払いについて、立替え払をしないよう指導しました。もし、立替え払をした際には、速やかに出金し立替え者に返金をするよう指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				姫路市青少年健育連盟健育運動推進協議会から振り込まれた愛護育成会事業費について、令和4年6月30日入金分を令和5年7月14日に 出金し、立替え者に返金をしていた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
33	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	支払い後の残金は、速やかに戻入するとともに、当初の 使途目的外の物品を購入しないよう指導いたしました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				学年諸費について、教材費支払後の残金96円を戻入せずに、当初の 使途目的外のボールペンを購入していた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
34	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	支出決裁、戻入決裁を経て会計処理を適正に行うよう指導し、決裁書の作成を確認しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				学年費等の一部について、支出決裁書又は戻入決裁書を作成することなく、口座から入出金していた。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
35	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	返金処理を行った際には、保護者から領収書（受領書）を受け取り、帳簿に添付するよう指導し、領収書の添付を確認しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				P T A 会費の活動費を支給した際や児童会費等の過徴収分を返金した際に、保護者から領収書(受領書)をもらっていなかった。学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
36	定期監査	教育委員会事務局	教職員課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	会計事務の更なる適正化を図るため、令和 6 年 4 月 1 日に学校徴収金取扱マニュアルを改訂し、学校に周知いたしました。指摘事項に関しては、学校を訪問し、改訂した学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に会計処理をするよう引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				緊急性がない物品購入において、資金前渡処理をせずに立替払処理をしていた。また、事学校徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。後処理ができていない学校が散見された。			
37	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	支出決裁、戻入決裁を経て会計処理を適正に行うよう指導し、決裁書の作成を確認しました。 指摘事項に関しては、園を訪問し、市立幼稚園徴収金マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				学年費等の一部について、支出決裁書又は戻入決裁書を作成することなく、口座から入出金していた。市立幼稚園徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
38	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	物品納入業者からの領収書について不備がないことを確認してから帳簿に添付するよう指導し、正しい領収書が添付されていることを確認しました。 指摘事項に関しては、園を訪問し、市立幼稚園徴収金マニュアルに基づき、適正に事務処理するように引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				物品納入業者から誤った金額の領収書をもらっていた。市立幼稚園徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			
39	定期監査	教育委員会事務局	教職員課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	会計事務の更なる適正化を図るため、令和 6 年 4 月 1 日に市立幼稚園徴収金取扱マニュアルを改訂し、幼稚園に周知いたしました。指摘事項に関しては、幼稚園を訪問し、改訂した市立幼稚園徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に会計処理をするよう引き続き指導してまいります。	R6.5.9
				緊急性がない物品購入において、資金前渡処理をせずに立替払処理をしていた。また、事後処理ができていない園が散見された。市立幼稚園徴収金取扱マニュアルに基づき、適正に事務処理されたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
40	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	高等学校授業料収入関係事務	措置済	授業料の納付につきましては、姫路市会計規則の規定に沿った事務処理を徹底し、速やかに金融機関へ入金するように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				令和 5 年 4 月以降に事務室で収納した授業料を速やかに金融機関へ払い込まず、1 1 月末以降に払い込んでいた。公金の納付については、姫路市会計規則第 1 6 条の規定に沿った事務処理をされたい。 還付事務及び督促事務については、事務処理の改善を図り、適正な事務処理をされたい。			
41	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	高等学校授業料収入関係事務	措置済	入学金の還付事務及び授業料の還付事務につきましては、対象者に対する還付決定後速やかに保護者へ還付処理を行うように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				入学金の還付事務について、4 月に免除申請を行い、6 月に決定を受けて還付申請をした対象者への振込処理が 1 0 月下旬に行われていた。公金の納付については、姫路市会計規則第 1 6 条の規定に沿った事務処理をされたい。還付事務及び督促事務については、事務処理の改善を図り、適正な事務処理をされたい。			
42	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	高等学校授業料収入関係事務	措置済	入学金の還付事務及び授業料の還付事務につきましては、対象者に対する還付決定後速やかに保護者へ還付処理を行うように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				授業料免除者への 7 月から 9 月までの還付処理が 1 1 月以降にまとめて行われていた。公金の納付については、姫路市会計規則第 1 6 条の規定に沿った事務処理をされたい。還付事務及び督促事務については、事務処理の改善を図り、適正な事務処理をされたい。			
43	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	高等学校授業料収入関係事務	措置済	口座振替不能者への督促事務については、口座振替不能による授業料の未納が分かり次第、速やかに保護者宛に通知文を送り、督促することを徹底するように指導しました。今後は、不適切な公金の取り扱いを改善し、適正な会計処理の周知徹底を図るように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				7 月以降、口座振替不能者に対する督促事務ができておらず、1 2 月以降にまとめて行われていた。公金の納付については、姫路市会計規則第 1 6 条の規定に沿った事務処理をされたい。還付事務及び督促事務については、事務処理の改善を図り、適正な事務処理をされたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
44	定期監査	教育委員会事務局	総務課	郵券管理事務 郵券払出明細書に切手の残数の記録がないため、予備監査日時点の切手の残数の照合ができなかった。盗難や紛失等の事故を防止するため適切な郵券受払簿を作成し、適正に管理されたい。	措置済	従来より「郵券払出明細表」及び「郵券残高表」を作成しており、郵券を使用した際は、明細表に使用実績を記入し、残数の確認を行っていたが、令和5年度に適切な事務処理ができていない期間があった。現在は、月の途中で盗難や紛失等の事故が起きた際、すぐに気づくことができないおそれもあるとの指摘に基づき、「郵券払出明細表」及び「郵券残高表」を統合した様式に変更し、使用毎に残数が把握できるようにした。	R6.5.9
45	定期監査	教育委員会事務局	健康教育課	教育扶助費、環境体験事業費、人権啓発推進事業費及び部活動部員等派遣事業費関係事務 令和4年10月3日及び令和5年9月26日に交付された全国高等学校総合体育参加派遣費各 5,000円が、該当の生徒に支給されていなかった。適正な事務処理を行い、遅延のないように努められたい。	措置済	「全国高等学校総合体育参加派遣費」につきましては、県助成事業となっております。県から学校が管理する通帳へ振り込まれましたが、当該生徒への支給を行っておらず、通帳に残金がある状態であったものです。そのため、当該生徒に対する参加派遣費の支給を速やかに行うよう指導し、令和6年1月16日に、当該生徒への支給及び領収証の受領が完了しました。今後は、該当の生徒に対し、速やかに参加派遣費の支給を行うよう努めてまいります。	R6.5.9
46	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務 学年費等について、支出決裁書又は戻入決裁書を作成することなく、口座から入出金していた。兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。	措置予定	新年度より、支出・戻入決裁書等を作成し、管理するように指導し、決裁書の作成を確認しました。学年費等の会計口座を校長名義、届出印を校長私印に変更することについては、月例の金融機関との口座振替事務に影響があるため、適切なデータ切替時期に順次、変更するように指導し、年度始めの会計事務が落ち着いたタイミングで切り替えることを確認しています。	R6.5.9
47	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務 旅行積立費について、支出額の根拠となる証拠書類がなく、精算処理や戻入処理ができていなかった。また、残金を学校所定の金庫に保管していなかった。兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。	措置済	新年度より、支出・戻入決裁書等を作成し、管理するように指導しました。また、現金を一時的に保管する場合は学校所定の金庫に保管することを徹底するように指導し、新年度になり決裁書の作成を確認しました。	R6.5.9

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
48	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	口座振替不能による授業料の未納が分かり次第、速やかに保護者宛に通知文を送り、督促することを徹底するように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				口座振替不能者への督促を行っていなかった。 兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。			
49	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	今後、学校所定の金庫で長期間の保管管理を行わず、速やかに管理口座へ入金することを徹底するように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				令和5年4月以降に事務室で収納した学年諸費を速やかに口座に振り込まず、11月末以降に振り込んでいた。 兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。			
50	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	今後は、学校所定の金庫で長期間の保管管理を行わないよう徹底するように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				10月に集金した模試代709,800円を口座に入金していなかった。 兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。			
51	定期監査	教育委員会事務局	学校指導課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置済	専用の郵券受払簿を作成し、切手の受払を明確にするとともに、目的外となる現金と切手の交換は決して行わないように指導しました。 指摘事項に関しては、学校を訪問し、適正に事務処理するように引き続き指導して参ります。	R6.5.9
				生徒会費で購入したクラブ用切手と現金の交換が行われ、保管箱に切手以外に現金52円が保管されていた。 兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、適正に事務処理されたい。			
52	定期監査	教育委員会事務局	教職員課	学校教育推進協議会等の委託金及び学校徴収金等関係事務	措置予定	兵庫県の「学校徴収金事務取扱要綱」に基づき、現在、各学校の現状を把握した上で、市立高等学校徴収金取扱マニュアルを作成中でございます。指摘事項に関しては、作成予定の市立高等学校徴収金取扱マニュアルに基づき、会計事務の標準化を図ってまいります。	R6.5.9
				教育委員会事務局において実態を調査し、現状を把握した上で事務処理マニュアルを作成し、会計事務の標準化を図られたい。			

<別表A1> 収入関係事務【地域包括支援課】

【令和5年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金	30,000	0	0	30,000
その他の養護老人ホーム受益者負担金	135,583	0	0	135,583
合計	165,583	0	0	165,583

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
ふれあいの郷養護老人ホーム受益者負担金	30,000	0	0	30,000
その他の養護老人ホーム受益者負担金	135,583	0	0	135,583
合計	165,583	0	0	165,583

<別表A2> 在宅高齢者介護手当返還金事務【高齢者支援課】

【令和5年10月16日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年	73,500	21,000	0	52,500
合計	73,500	21,000	0	52,500

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年	73,500	21,000	0	52,500
合計	73,500	21,000	0	52,500

<別表A3> 収入関係事務（第一号被保険者保険料）【介護保険課】

【令和5年9月30日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	9,753,415,120	4,793,291,510	0	4,960,123,610
（内 納期到来分）	4,848,022,280	4,740,081,730	0	107,940,550
過年度分	137,114,583	16,079,483	17,387,650	103,647,450
合計	14,738,551,983	9,549,452,723	17,387,650	5,171,711,610

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	9,792,186,640	9,646,337,222	0	145,849,418
（内 納期到来分）	9,792,186,640	9,646,337,222	0	145,849,418
過年度分	137,058,783	30,871,325	42,722,281	63,465,177
合計	19,721,432,063	19,323,545,769	42,722,281	355,164,013

<別表A 4 > 国民健康保険料収入関係事務【国民健康保険課】

【令和5年11月30日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	8,881,986,840	4,519,788,877	152,730	4,362,045,233
過年度分	1,000,672,283	246,556,738	3,730,726	750,384,819
合計	9,882,659,123	4,766,345,615	3,883,456	5,112,430,052

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	8,890,457,520	7,623,439,346	698,600	1,266,319,574
過年度分	996,998,363	318,852,653	172,513,372	505,632,338
合計	9,887,455,883	7,942,291,999	173,211,972	1,771,951,912

<別表A 5 > 保険給付費返還等収入関係事務【国民健康保険課】

【令和5年12月15日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
一般給付損害賠償収入 (第三者納付金)	34,148,291	34,075,394	0	72,897
一般不当利得返還金	43,800,111	13,131,888	0	30,668,223
退職者不当利得返還金	178,864	178,864	0	0
合計	78,127,266	47,386,146	0	30,741,120

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
一般給付損害賠償収入 (第三者納付金)	48,123,886	48,050,989	0	72,897
一般不当利得返還金	48,545,550	18,249,892	1,023,628	29,272,030
退職者不当利得返還金	178,864	178,864	0	0
合計	96,848,300	66,479,745	1,023,628	29,344,927

<別表A 6 > 後期高齢者医療保険料収入関係事務【後期高齢者医療保険課】

【令和5年10月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	6,364,750,205	2,913,977,449	0	3,450,772,756
過年度分	38,287,810	12,631,367	0	25,656,443
合計	6,403,038,015	2,926,608,816	0	3,476,429,199

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	6,428,091,603	6,135,444,328	0	292,647,275
過年度分	38,259,553	15,988,667	6,419,537	15,851,349
合計	6,466,351,156	6,151,432,995	6,419,537	308,498,624

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
1	定期監査	観光経済局	スポーツ振興室	指定管理協定関係事務	措置済	指摘後速やかに基本協定の一部を変更する協定書を指定管理者と締結し、指定管理者業務仕様書に第三者に委託することができる業務の項目を追加した。	R6.9.5
				家島 B & G 海洋センターほか 3 施設の指定管理者が当該施設の管理業務を第三者に委託することについては、仕様書で定める業務について可能であると基本協定書に規定されているが、委託できる業務を仕様書に一切定めずに、指定管理者が管理業務 8 件を第三者に委託していた。 基本協定書の規定に基づき仕様書に必要項目を加え、適正に管理業務を実施されたい。			
2	指定管理者監査	観光経済局	家島坊勢スポーツ & マリンライフマネジメント共同事業体	契約関係事務 指定管理者業務仕様書に第三者に委託できる業務が一切定められていないにもかかわらず、施設の管理業務 8 件を第三者に委託していた。 基本協定書及び仕様書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。	措置済	指摘後速やかに基本協定の一部を変更する協定書を指定管理者と締結し、指定管理者業務仕様書に第三者に委託することができる業務の項目を追加した。	R6.9.5
3	定期監査	健康福祉局	保健所衛生課	公文書複写料収入関係事務	措置済	収入未済額（過年度分 240 円）について、定期的に債権者に連絡を試みていたが、連絡先の電話が不通となった。〔令和 5 年度監査時報告済〕 郵送での連絡を試みたが、宛先不明により返送。連絡手段がなくなったこと、債権金額が 240 円と少額であり、取り立てに要する費用に満たないと認められることから、令和 6 年 5 月 22 日付けで徴収停止の処理を行った。 時効期間経過後、不納欠損処理を行う予定。	R6.9.3
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。		【未収金の状況】 <別表 B 1 >	

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
4	定期監査	健康福祉局	こどもの未来健康支援センター	産後ケア事業負担金収入関係事務	措置済	収入未済額のうち、過年度分収入未済額については、電話、訪問、文書郵送等による納付督促により早期徴収に努めていく。 【未収金の状況】 ＜別表B 2＞	R6.9.3
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
5	定期監査	こども未来局	こども総務課	放課後児童健全育成事業受益者負担金	措置済	監査日以降、文書及び電話による督促を続け、また、児童手当からの直接徴収制度を積極的に活用した結果、令和 6 年 3 月 3 1 日現在の収入未済額は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B 3＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
6	定期監査	こども未来局	こども総務課	放課後児童クラブ傷害保険料	措置済	監査日以降、文書及び電話による督促を続け、また、児童手当からの直接徴収制度を積極的に活用した結果、令和 6 年 3 月 3 1 日現在の収入未済額は別表のとおりとなった。 【未収金の状況】 ＜別表B 4＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
7	定期監査	こども未来局	こども支援課	母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	措置済	母子・父子自立支援員による電話、文書、訪問等による償還指導を実施するとともに、長期滞納者については、法制課と連携した債権回収対応に努め、償還再開に至っている。 今後もより一層の適正な債権管理、早期徴収に努めたい。 【未収金の状況】 ＜別表B 5＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
8	定期監査	こども未来局	こども支援課	児童扶養手当返還金	措置済	元来、ひとり親家庭で経済的に困窮している者がほとんどであることから、計画通りに収納することが難しいが、定期的に文書による催告を行い、収入未済額の早期徴収に努めている。 【未収金の状況】 ＜別表B 6＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
9	定期監査	こども未来局	こども支援課	児童手当返還金	措置済	定期的に文書による催告を行い、収入未済額の早期徴収に努めている。 【未収金の状況】 ＜別表B 7＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
10	定期監査	こども未来局	こども支援課	令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金	措置済	定期的に文書による催告を行い、収入未済額の早期徴収に努めている。 【未収金の状況】 ＜別表B 8＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
11	定期監査	こども未来局	こども家庭総合支援室	子育て短期支援事業受益者負担金	措置済	未収金については、電話・訪問等による催告を行い、早期徴収に努めている。 【未収金の状況】 ＜別表B 9＞	R6.9.13
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
12	定期監査	財政局	管財課	一般土地建物貸付料	措置済	令和 3 年 1 月に裁判所へ支払督促、同年 2 月に仮執行宣言の申立てを行い、同月に仮執行宣言付支払督促が発布され、債務者に対し送達。	R6.9.12
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。		令和 6 年 3 月 2 9 日付けで仮執行宣言付支払督促に基づき、裁判所に債権差押命令申立てを行い、債権の差押えを進めていたところ、同年 4 月 5 日付けで債権執行予定の金融機関より、差押に係る債権が無いとの陳述あり。 今後について、再度法制課と対応を協議し、債権管理マニュアルに基づいて、適正な措置を講じる。	
13	定期監査	財政局	契約課	工事請負契約解除に伴う違約金	措置済	債務者である法人が事業を休止し再開の見込みもなく、また、差押え可能な資産も見当たらないことから、地方自治法施行令第171条の5第1号の規定により、徴収停止としております。	R6.9.12
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。		【未収金の状況】 ＜別表B 1 0＞	
						【未収金の状況】 ＜別表B 1 1＞	

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
14	定期監査	農林水産環境局	中央卸売市場	売場等使用料収入関係事務	措置済	徴収に努め、現在（令和 6 年 9 月 4 日）の未収金状況は売場等使用料未収金 1, 6 7 2, 8 5 8 円となっております。 なお、上記未収額のうち令和 4 年度以前の滞納分の主なものについては、納付計画に基づき毎月納付されております。 また、納付計画が無いもの及び令和 5 年度の新たな滞納については、破産手続き中のものを除き令和 6 年度中の完納を予定して現在納付計画の策定に向けて、協議を進めているところです。 今後も各事業者について、電話催告、訪問を行うとともに、督促状の送付等適切な納付指導を行い早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 2＞	R6.9.4
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
15	定期監査	農林水産環境局	中央卸売市場	電気・水道料等償還金収入関係事務	措置済	徴収に努め、現在（令和 6 年 9 月 4 日）の未収金状況は電気・水道料等償還金未収金 2 5 8, 6 3 7 円となっております。 なお、上記未収額のうち令和 4 年度以前の滞納分の主なものについては、納付計画に基づき毎月納付されております。 また、納付計画が無いもの及び令和 5 年度の新たな滞納については、破産手続き中のものを除き令和 6 年度中の完納を予定して現在納付計画の策定に向けて、協議を進めているところです。 今後も各事業者について、電話催告、訪問を行うとともに、督促状の送付等適切な納付指導を行い早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 3＞	R6.9.4
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
16	定期監査	都市局	まちづくり指導課	行政文書複写料収入関係事務	措置済	当該未収金については、令和 6 年 2 月以降、電話催告、書面催告を行ってきたが、債務者からの支払いがない状況である。 姫路市債権管理ガイドブックに基づいて引き続き書面催告等を行い、早期徴収に努める。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 4＞	R6.8.31
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。			
17	定期監査	都市局	地域公共交通課	シェアサイクル利用料関係事務	措置済	利用料金の未納者に対して料金納入の催告を行い、早期徴収に努めました。 引き続き電話催告を実施し、未収金の早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 5＞	R6.8.31
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
18	定期監査	都市局	鉄道駅周辺整備課	契約関係事務 「飾磨駅駅前広場基本検討業務委託」発注にあたり、予定価格の算出のため参考見積を3者から徴取していたが、3者の見積価格にはそれぞれ大きな差があるにも関わらず、仕様書と価格の整合性や見積価格の比較、取引実例との比較などを十分に精査、検証することなく安易に最安値を予定価格として設定し、参考見積を依頼した同一3者で見積合せを実施した。その結果、2者は辞退し、参考見積で最安値を提示した業者に決定した。また、「的形駅駅前広場基本検討業務委託」においても、先の業務委託と同様の事務処理を行っていた。 両業務委託の契約事務については、外形上見積合せとなっているものの、競争性を発揮するための十分な取組みがなされたとは言えない。また、両業務委託は場所の違いはあるが、同一期間、類似内容の業務であり、一括で発注することも考慮すべき点である。 今後の事務処理において、競争性を確保するための所要の事務処理をするよう注意されたい。	措置済	事務処理については、課内でチェックリストを作成して競争性を確保した事務処理体制となるよう、改めました。 今後は、適正な事務処理に取り組みます。	R6.8.31
19	定期監査	建設局	道路建設課	費用償還請求調定事件解決金収入関係事務 これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	費用償還請求調停事件解決金の未収金については、本市と債務者で合意した「調定に代わる決定」に係る分割納付条項や、別の債務者から提出された分割納付誓約に基づき毎月収入しております。 また、残る分割納付の未収残額については、各債務者からの納付が未収とならないよう収入状況を毎月確認しており、今後も確実に収入できるよう努めて参ります。 【未収金の状況】 ＜別表B16＞	R6.9.10

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
20	定期監査	建設局	河川管理課	河川・水路使用料収入関係事務	措置済	滞納者に対しては、文書や電話、戸別訪問による催告を行い未収金の解消に向けた取り組みを行っています。今年度においても、これらの取り組みにより14件、29,260円の未収金を回収し、令和6年9月に催告文書を発送しています。さらに、電話や戸別訪問等を行う予定としています。 今後とも収納対策を強化し未収金の早期徴収に努めてまいります。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 7＞	R6.9.10
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
21	定期監査	建設局	河川整備課	請負契約等違約金収入関係事務	措置済	当該業者に対しては、戸別訪問等随時行っておりますが、接触機会がなく現在のところ徴収出来ておりません。今後も早期徴収に努めてまいります。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 8＞	R6.9.10
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
22	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	水道料金収入関係事務	措置済	水道料金及び開栓手数料については、業務を委託している業者に対し徴収率に応じてインセンティブ制度を採用し、徴収率の向上に努めており、現在も継続して対応しています。 【未収金の状況】 ＜別表B 1 9＞	R6.9.12
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
23	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	開栓手数料収入関係事務	措置済	水道料金及び開栓手数料については、業務を委託している業者に対し徴収率に応じてインセンティブ制度を採用し、徴収率の向上に努めており、現在も継続して対応しています。 【未収金の状況】 ＜別表B 2 0＞	R6.9.12
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
24	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	分担金等収入関係事務	措置済	未収金の相手方に対し、すみやかな納付を行うよう電話等で指導を行っています。 【未収金の状況】 ＜別表B 2 1＞	R6.9.12
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			
25	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	その他収入関係事務	措置済	現年度分の未収金は全て収入済です。過年度分の未収金については、令和元年度の「建物解体工事に伴う量水器の紛失」に起因するものであり、複数回請求を行っていますが未収状態が続いており、債権者とも連絡が取れない状態です。今後も電話等により催告を行い、早期徴収に努めます。 【未収金の状況】 ＜別表B 2 2＞	R6.9.12
				これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。			

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における指摘事項及び措置状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の要旨（指摘事項）	措置状況	措置内容	措置通知日
26	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	使用料徴収事務 これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	下水道使用料の使用料徴収は原則水道料金と併せて徴収しており、収納・催告などの徴収事務についても水道料金と合わせたものになります。下水道使用料のみの滞納者については、電話や文書による催告や訪問徴収を定期的実施するほか、上記対応後も納付に至らない未納債権に関しては納税課債権整理室への債権移管を行うなどして、未収金回収率の向上に努めています。 【未収金の状況】 <別表B 2 3 >	R6.9.12
27	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	受益者負担金等徴収事務 これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	納期到来しても納付のない滞納者に対し、督促状を発送し納付を促しています。督促状発送後も納付に至らなければ、定期的（概ね2か月に一度）に催告文を発送している。また、催告分発送と同時に滞納者の居宅等に訪問し、納付指導及び訪問徴収を実施しています。催告分発送や訪問指導を実施してもなお、納付に至らなければ、納税課債権整理室に債権移管を依頼し、強制執行を行っています。 【未収金の状況】 <別表B 2 4 >	R6.9.12
28	定期監査	上下水道局	上下水道サービス課	貸付金徴収事務 これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。 早期徴収に努められたい。	措置済	現年度(令和5年度分)水洗便所改造資金貸付金の収入未済額6,600円は既に回収済です。過年度分については、毎月誓約書等に基づき徴収事務を継続しています。 【未収金の状況】 <別表B 2 5 >	R6.9.12

<別表B 1> 公文書複写料収入関係事務【保健所衛生課】

【令和5年11月末日現在（監査資料提出時）】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分（R2年度）	240	0	0	240
合計	240	0	0	240

【令和6年8月25日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分（R2年度）	240	0	0	240
合計	240	0	0	240

<別表B 2> 産後ケア事業負担金収入関係事務【こどもの未来健康支援センター】

【令和5年12月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
産後ケア事業利用負担金	2,242,200	1,930,800	0	311,400
合計	2,242,200	1,930,800	0	311,400

【令和6年8月28日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
産後ケア事業利用負担金	3,212,400	3,141,200	0	71,200
合計	3,212,400	3,141,200	0	71,200

<別表B 3> 放課後児童健全育成事業受益者負担金収入事務【こども総務課】

【令和5年11月末日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	228,088,000	224,494,500	0	3,593,500
過年度分	3,244,500	923,500	0	2,321,000
合計	231,332,500	225,418,000	0	5,914,500

【令和6年8月末日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	323,323,000	321,765,000	0	1,558,000
過年度分	3,244,500	1,069,500	573,000	1,602,000
合計	326,567,500	322,834,500	573,000	3,160,000

<別表B 4> 放課後児童クラブ傷害保険料収入事務【こども総務課】

【令和5年11月末日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	4,228,800	4,194,400	0	34,400
過年度分	53,300	13,600	0	39,700
合計	4,282,100	4,208,000	0	74,100

【令和6年8月末日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	4,268,000	4,252,800		15,200
過年度分	53,300	16,800	5,600	30,900
合計	4,321,300	4,269,600	5,600	46,100

<別表B 5> 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入収入関係事務【こども支援課】

【令和5年12月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	37,714,075	36,472,929	0	1,241,146
過年度分	14,188,660	2,175,837	0	12,012,823
合計	51,902,735	38,648,766	0	13,253,969

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	50,621,608	49,927,192	0	694,416
過年度分	14,188,660	2,784,409	0	11,404,251
合計	64,810,268	52,711,601	0	12,098,667

<別表B 6> 児童扶養手当返還金収入関係事務【こども支援課】

【令和5年12月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	3,498,020	2,039,120		1,458,900
過年度分	2,455,040	73,490		2,381,550
合計	5,953,060	2,112,610	0	3,840,450

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	482,010	30,000	0	452,010
過年度分	3,606,440	155,000	1,492,300	1,959,140
合計	4,088,450	185,000	1,492,300	2,411,150

<別表B 7> 児童手当返還金収入関係事務【こども支援課】

【令和5年12月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	0	0	0	0
過年度分	275,000	80,000	0	195,000
合計	275,000	80,000	0	195,000

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	1,825,000	350,000	0	1,475,000
過年度分	275,000	110,000	0	165,000
合計	2,100,000	460,000	0	1,640,000

<別表B 8> 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金収入関係事務【こども支援課】

【令和5年12月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	100,000	0	0	100,000
合計	100,000	0	0	100,000

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
過年度分	100,000	0	0	100,000
合計	100,000	0	0	100,000

<別表B 9> 子育て短期支援事業受益者負担金収入関係事務【子育て支援室】

【令和5年12月末】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和5年度分	669,950	404,750		265,200
過年度繰越分	192,050	14,400		177,650
合計	862,000	419,150	0	442,850

【令和6年8月28日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
令和5年度分	862,950	692,000		170,950
過年度繰越分	192,050	33,650		158,400
合計	1,055,000	725,650	0	329,350

<別表B 10> 一般土地建物貸付料収入関係事務【管財課】

【令和6年1月末日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
一般土地建物貸付事務 【未収金】	405,000	0	0	405,000
合計	405,000	0	0	405,000

【令和6年8月末日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
一般土地建物貸付事務 【未収金】	405,000	0	0	405,000
合計	405,000	0	0	405,000

<別表B 11> 工事請負契約解除に伴う違約金収入関係事務【契約課】

【令和6年2月19日・20日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	412,500	0	0	412,500
合計	412,500	0	0	412,500

【令和6年9月3日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度分	412,500	0	0	412,500
合計	412,500	0	0	412,500

<別表B 12> 売場等使用料収入関係事務【中央卸売市場】

【令和6年4月8日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
売場等使用料	228,250,632	225,880,404	0	2,370,228
合計	228,250,632	225,880,404	0	2,370,228

【令和6年9月4日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
売場等使用料	93,166,034	91,493,176	0	1,672,858
合計	93,166,034	91,493,176	0	1,672,858

<別表B 13> 電気・水道料等償還金収入関係事務【中央卸売市場】

【令和6年4月8日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
電気・水道料等償還金	106,883,283	106,663,265	0	220,018
合計	106,883,283	106,663,265	0	220,018

【令和6年9月4日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
電気・水道料等償還金	39,921,220	39,662,583		258,637
合計	39,921,220	39,662,583	0	258,637

<別表B 1 4> 行政文書複写料収入関係事務【まちづくり指導課】

【令和6年2月28日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
行政文書複写料	15,618	4,570	0	11,048
合計	15,618	4,570	0	11,048

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
行政文書複写料	15,618	4,570	0	11,048
合計	15,618	4,570	0	11,048

<別表B 1 5> シェアサイクル利用料関係事務【地域公共交通課】

【令和6年4月18日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年分	4,481,802	4,478,902	0	2,900
繰越分	159,000	9,900	0	149,100
合計	4,640,802	4,488,802	0	152,000

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年分	0	0	0	0
繰越分	152,000	400	0	151,600
合計	152,000	400	0	151,600

<別表B 1 6> 費用償還請求調停事件解決金収入関係事務【道路建設課】

【令和6年2月26日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
費用償還請求調停事件解決金	2,605,550	1,980,550	0	625,000
合計	2,605,550	1,980,550	0	625,000

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
費用償還請求調停事件解決金	3,095,736	2,815,736	0	280,000
合計	3,095,736	2,815,736	0	280,000

<別表B 1 7> 河川・水路使用料収入関係事務【河川管理課】

【令和6年1月末現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
河川・水路使用料	19,744,970	19,476,320	24,510	244,140
合計	19,744,970	19,476,320	24,510	244,140

【令和6年9月6日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
河川・水路使用料	19,804,630	19,371,830	0	432,800
合計	19,804,630	19,371,830	0	432,800

<別表B 1 8> 請負契約等違約金収入事務【河川整備課】

【令和6年2月末現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
西御着川改修工事契約解除に係る違約金	38,500	0	0	38,500
合計	38,500	0	0	38,500

【令和6年9月6日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
西御着川改修工事契約解除に係る違約金	38,500	0	0	38,500
合計	38,500	0	0	38,500

<別表B 1 9> 水道料金収入関係事務【上下水道サービス課】

【令和6年5月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	964,296,015	905,338,812	0	58,957,203
過年度	54,737,777	1,104,993	0	53,632,784
合計	1,019,033,792	906,443,805	0	112,589,987

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	963,887,916	947,945,937	0	15,941,979
過年度	54,737,777	3,138,288	0	51,599,489
合計	1,018,625,693	951,084,225	0	67,541,468

<別表B 2 0> 開栓手数料収入関係事務【上下水道サービス課】

【令和6年5月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	1,325,000	1,062,000	0	263,000
過年度	926,000	3,000	0	923,000
合計	2,251,000	1,065,000	0	1,186,000

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	1,325,000	1,172,000	0	153,000
過年度	926,000	15,000	0	911,000
合計	2,251,000	1,187,000	0	1,064,000

<別表B 2 1> 分担金等収入関係事務【上下水道サービス課】

【令和6年3月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
分担金（現年度）	302,062,750	294,587,040	0	7,475,710
分担金（過年度）	16,572,342	16,215,210	0	357,132
雑収益（現年度）	3,796,985	3,643,145	0	153,840
手数料（現年度）	9,392,200	8,765,500	0	626,700
手数料（過年度）	870,500	869,100	0	1,400
合計	332,694,777	324,079,995	0	8,614,782

【令和6年8月31日現在】 (円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
分担金（現年度）	302,062,750	302,062,750	0	0
分担金（過年度）	16,572,342	16,478,072	0	94,270
雑収益（現年度）	3,796,985	3,792,255	0	4,730
手数料（現年度）	9,392,200	9,385,900	0	6,300
手数料（過年度）	870,500	870,500	0	0
合計	332,694,777	332,589,477	0	105,300

＜別表B 2 2＞ 　　**その他収入関係事務【上下水道サービス課】**

【令和6年3月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
その他雑収益（現年度）	8,310,414	8,255,014	0	55,400
その他雑収益（過年度）	3,400	0	0	3,400
合計	8,313,814	8,255,014	0	58,800

【令和6年8月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
その他雑収益（現年度）	8,305,014	8,305,014	0	0
その他雑収益（過年度）	3,400	0	0	3,400
合計	8,308,414	8,305,014	0	3,400

＜別表B23＞ 使用料徴収事務【上下水道サービス課】

【令和6年3月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
下水道使用料(現年度)	8,916,020,230	8,048,791,897	0	867,228,333
下水道使用料(過年度)	894,753,626	850,779,646	6,245,157	37,728,823
前処理場汚水使用料(現年度)	283,702,695	237,196,469	0	46,506,226
前処理場汚水使用料(過年度)	73,166,110	52,628,399	0	20,537,711
前処理場使用料(現年度)	71,716,801	59,951,412	0	11,765,389
前処理場使用料(過年度)	20,414,959	12,845,093	0	7,569,866
コミプラ使用料(現年度)	193,800,299	160,746,301	0	33,053,998
コミプラ使用料(過年度)	34,650,941	33,718,720	82,801	849,420
集排使用料(現年度)	161,302,499	154,273,086	0	7,029,413
集排使用料(過年度)	8,118,593	7,528,907	56,631	533,055
合計	10,657,646,753	9,618,459,930	6,384,589	1,032,802,234

【令和6年8月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
下水道使用料(現年度)	8,914,590,458	8,895,269,427	0	19,321,031
下水道使用料(過年度)	894,742,866	852,065,812	6,245,157	36,431,897
前処理場汚水使用料(現年度)	283,702,695	281,381,035	0	2,321,660
前処理場汚水使用料(過年度)	73,166,110	54,156,186	0	19,009,924
前処理場使用料(現年度)	71,716,801	71,136,386	0	580,415
前処理場使用料(過年度)	20,414,959	13,220,056	0	7,194,903
コミプラ使用料(現年度)	193,696,849	192,989,496	0	707,353
コミプラ使用料(過年度)	34,650,941	33,797,816	82,801	770,324
集排使用料(現年度)	161,287,906	160,941,794	0	346,112
集排使用料(過年度)	8,112,825	7,460,511	56,631	595,683
合計	10,656,082,410	10,562,418,519	6,384,589	87,279,302

＜別表B 2 4＞ 受益者負担金等徴収事務【上下水道サービス課】

【令和6年3月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
都市計画下水道事業（現年度）	30,881,050	30,806,250	0	74,800
都市計画下水道事業（過年度）	3,244,635	618,100	0	2,626,535
集落排水事業分担金（現年度）	2,123,500	1,957,300	0	166,200
合計	36,249,185	33,381,650	0	2,867,535

【令和6年8月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
都市計画下水道事業（現年度）	30,881,050	30,834,450	0	46,600
都市計画下水道事業（過年度）	3,244,635	81,000	0	3,163,635
集落排水事業分担金（現年度）	2,123,500	1,997,300	0	126,200
合計	36,249,185	32,912,750	0	3,336,435

※都市計画下水道事業区域外流入分担金、都市計画区域外公共下水道事業分担金、

コミュニティ・プラント事業分担金については、令和6年3月31日現在で収入未済額0円

<別表B 2 5> 水洗便所改造資金貸付金事務【上下水道サービス課】

【令和6年3月31現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	721, 400	714, 800	0	6, 600
過年度	623, 700	172, 300	0	451, 400
合計	1, 345, 100	887, 100	0	458, 000

【令和6年8月31日現在】

(円単位)

区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
現年度	721,400	721,400	0	0
過年度	623,700	216,900	0	406,800
合計	1,345,100	938,300	0	406,800

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
1	定期監査	政策局	企画政策室	姫路シーサイドゴルフコースを運営する姫路ウォーターフロント株式会社は、姫路市が発行済株式総数の４０パーセントを保有する第三セクターですが、同社の令和４年度（第３４期）決算では、当期純利益が３５９万２００円の黒字となっているものの、純資産の額がマイナス１億２，８３１万５，８３７円で、依然として債務超過の状態が続いています。同社が経営するゴルフ場の施設は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構が所有していますが、施設の老朽化が進み、今後、施設の改修、維持管理に多額の費用が見込まれます。また、現在、計画が進められている播磨臨海地域道路の詳細ルートが令和５年１０月に公開され、ゴルフ場の施設には、ほとんど影響を及ぼさないことが判明しました。 これらの現状を鑑みると、同社が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、同社の存廃を含めて再度、判断を行う必要があると考えます。同社、同機構その他出資者と協議の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的で実効性のある対応策及び年次計画を策定し、実施するよう要望します。 あわせて、平成３１年３月２８日作成の同社に係る第三セクター等経営健全化方針についても見直しを行い、速やかに公表するよう要望します。	対応予定	同社は、近年、単年度での黒字を確保しているものの、債務超過の状態が続いていることが課題となっており、本市としても、同社が独立した事業主体であることを踏まえつつ、引き続き経営状況等を適切に把握し、同社及びまちづくり振興機構の経営状況を見極めながら、３者で緊密に連携・情報共有を図り、必要な対応をしてまいりたい。 また、昨年10月に、県から示された播磨臨海地域道路の計画路線には、同社が運営するゴルフ場の敷地の一部が含まれるなど、同社を取り巻く周辺環境は大きく変化することが見込まれている。今後も播磨臨海地域道路が整備された将来を見据え、大塩・的形臨海部を含め、地域の特性に応じた土地利用の在り方について検討を進めてまいりたい。 経営健全化方針の更新については、現在、同社、機構など関係者と中期的な視点から施設改修や経営改善に関する計画的な対応について協議を行っているところであり、今後、播磨臨海地域道路整備の具体化など、ゴルフ場を取り巻く周辺環境の変化を見極めながら、検討してまいりたい。	R6.9.6
2	定期監査	政策局	高等教育室	姫路市では、姫路獨協大学を運営する学校法人獨協学園に対し、開校に当たり５０億円及び１６万７，３０４平方メートルの土地を出資しています。同大学については、自主再建に向けた取組が行われているものの、予算ベースでは、経常収支差額が令和４年度は４億６，８００万円、５年度は８億３，５００万円の赤字となっています。また、一部の学部において大幅な定員割れが生じており、少子化も進む中、学生確保の厳しさは増しています。これらの現状を鑑みると、リスク管理の観点から、同大学の撤退を想定した対処方法や撤退が市民や市の財政に及ぼす影響について事前に検討するよう要望します。	相違	姫路獨協大学については、学校法人獨協学園により経営改革に努めるとともに、大学の魅力向上及び学生の確保に取り組んでいるところである。市としては同大学が公私協力方式で開学した経緯も踏まえ、地域のアカデミアとして、引き続き、緊密な連携に取り組み、支援を続けるとともに、リスク管理については、同大学の状況を注視しつつ、状況に応じて、適切に対応していきたい。	R6.9.6

令和 5 年度

定期監査等結果報告書における意見及び対応状況

No	監査の種類	担当局	担当課	監査結果の意見の要旨	対応状況	対応内容	対応通知日
3	出資団体監査	政策局	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構は、債務超過の状態が続く姫路ウォーターフロント株式会社の発行済株式総数の28パーセントを保有する株主であり、同機構の専務理事が同社の代表取締役社長に就任しています。また、同機構は、同社の経営するゴルフ場の施設を所有し、同社にそれを賃貸するとともに、運転資金として2億円を継続的に短期貸付けするなど、密接な関係にあります。同機構においては、老朽化する施設の改修に関しての実施の要否、要とする場合の実施計画を検討するとともに、前述のとおり、姫路市、同社その他出資者と協議の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的で実効性のある対応策及び年次計画を策定し、実施するよう要望します。	対応予定	姫路ウォーターフロントの債務超過解消に向けた対策については、姫路市が策定した経営健全化方針との整合を図りながら、機構、姫路市及び姫路ウォーターフロントの3者が共同責任の主体として中期的な視点から経営改善等に関する計画的な対応について協議・検討のうえ実施してまいりたい。 なお、姫路ウォーターフロントに対する貸付については、監査における意見を踏まえ、同社筆頭株主である姫路市と協議のうえ、令和6年8月より長期貸付に変更している。	R6.9.6
4	出資団体監査	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	姫路ウォーターフロント株式会社は、令和4年度（第34期）決算では当期純利益は359万200円の黒字ですが、食堂運営の収支はマイナス879万860円となっています。純資産の額はマイナス1億2,831万5,837円で、依然として債務超過の状態が続いています。レジャーの多様化により、ゴルフ場事業による大幅な収益の増加は見込めず、今後も厳しい経営状況が続くと考えられます。同社においては、利益を押し下げる要因となっている食堂運営の改善に取り組んで収益を確保するとともに、利用者のニーズに沿った施設の環境整備を行うなど、ゴルフ場の施設価値向上に資する経営が望まれます。加えて、前述のとおり、姫路市、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構その他出資者と協議の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的で実効性のある対応策及び年次計画を策定し、実施するよう要望します	対応予定	当ゴルフ場の事業は、経営努力により黒字経営を継続しているが、拡大収益をあげ、短期間で債務超過を解消することは困難である。 このため、引き続き収益確保に向けた改善に取り組むとともに、播磨臨海地域道路の進捗状況も見据えながら、経営健全化方針を策定している姫路市及びゴルフ場資産所有者である姫路市まちづくり振興機構と、引き続き中期的な視点から経営改善等に関する計画的な対応について協議・検討を進めてまいりたい。	R6.9.6